

大字変更に伴う手続き概要

区分	項目	該当者	要不要	手続き方法等	窓口	
住民登録・旅券	住民登録	住民票	-	不要	ご本人がカードをお持ちになり窓口で切り替えの手続き(無料)をしてください。該当する方については、役場より通知します。	役場町民課 TEL 72-5885
		戸籍	-			
		印鑑登録証	登録証の所有者			
		住民基本台帳カード	カードの所有者	必要		
	外国人登録証明書	証明書の所有者	不要	変更登録申請等で窓口においての際に変更します。		
旅券	旅券(パスポート)	旅券(パスポート)の所有者	不要	手続きの必要はありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券が無効となります。	庄内総合支庁 旅券事務室(1F) TEL 0235-66-2121	
		旅券(パスポート)の申請者	不要	申請時に提出する戸籍謄(抄)本は、6か月以内に取得したものであれば使用できます。		
登記	不動産	不動産(土地登記簿・建物登記簿)の所在	不要	手続きの必要はありません。登記官が新住所への変更を行います。	山形地方方法務局 酒田支局 TEL 25-2221	
		不動産(土地登記簿・建物登記簿等)所有者の住所表示変更	土地・建物の登記簿等に遊佐町の住所で登記されている方	不要		手続きの必要はありません。不動産登記法により新住所に読み替えられます。住所変更を希望される方は、町で発行する変更証明書を添付して登記することができます。なお、この場合の登録免許税は非課税です。
	法人	商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所(以下「本店等」という)の所在地修正と代表者の住所表示変更	遊佐町に所在する会社及びその代表者	不要		手続きの必要はありません。酒田支局で管轄する会社、法人の本店(主たる事務所)及び支店(従たる事務所)並びに役員の住所について、登記官が新所在名への変更を行います。
年金・恩給	各種年金	国民年金手帳	手帳の所有者	不要	住所欄について、平成9年の基礎年金番号導入に伴い、記入不要となりましたので手続きの必要はありません。	役場町民課 TEL 72-5885
		国民年金	国民年金被保険者及び受給権者	不要	国(社会保険業務センター)で住所変更を行うため、手続きの必要はありません。	
		厚生年金	厚生年金被保険者及び受給権者	不要		
		共済年金	共済年金の被保険者及び受給権者	要確認	各共済組合に確認してください。	各共済組合
		国民年金基金	国民年金基金の加入者及び受給権者	不要	手続きの必要はありません。	山形県国民年金基金 TEL 023-625-3870
		農業者年金	農業者年金の加入者及び受給権者	不要	手続きの必要はありません。	役場農業委員会 TEL 72-5890
	労災年金受給者	労災年金の受給者	不要	手続きの必要はありません。	酒田労働基準監督署 TEL 22-1021	
恩給	恩給(旧軍人)受給者	恩給受給者	不要	手続きの必要はありません。	総務省人事・恩給局 TEL 03-5273-1400	
保険・医療	国保	国民健康保険被保険者証(退職含む)	被保険者証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	役場健康福祉課 TEL 72-5884
		国民健康保険高齢受給者証	受給者証の所有者			
		国民健康保険標準負担額減額認定証	認定証の所有者			
		国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
		国民健康保険特定疾病療養受療証	受療証の所有者			
組合国保被保険者証	被保険者証の所有者	要確認	各組合に確認してください。	各国保組合		

大字変更に伴う手続き概要

区分	項目	該当者	要不要	手続き方法等	窓口	
保険・医療	社会保険等	政府管掌健康保険被保険者証	被保険者証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	鶴岡社会保険事務所 TEL 0235-23-5040
		船員保険被保険者証				
		組合健康保険被保険者証	被保険者証の所有者	要確認	各事業所に確認してください。	各健康保険組合
		共済組合被保険者証	被保険者証の所有者			各共済組合
	老人保健医療	老人保健法医療受給者証	受給者証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	役場健康福祉課 TEL 72-5884
		老人保健特定疾病療養受療証	受療証の所有者			
		老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証の所有者			
	介護保険	介護保険被保険者証	被保険者証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	
		介護保険利用者負担額減額・免除認定証	認定証の所有者			
		介護保険利用者負担額減額免除等認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)				
		社会福祉法人等利用者負担減免確認証	確認証の所有者			
		訪問介護利用者負担額認定証(法施行時の訪問介護利用者等の負担額軽減措置を含む)	認定証の所有者			
	福祉医療	重度心身障害(児)者医療証	医療証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	
		乳幼児医療証				
		母子家庭等医療証				
		精神障害者通院医療費公費負担患者票	患者票の所有者	不要	手続きの必要はありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	県精神保健福祉センター TEL 023-524-1217
		特定疾患医療受給者証	受給者証の所有者	不要	手続きの必要はありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	庄内総合支庁 地域保健予防課 TEL 0235-66-4930
		小児慢性特定疾患治療研究事業受給者証	受給者証の所有者			
	小児慢性特定疾患児手帳	手帳の所有者				
	福祉施策	母子福祉	母子健康手帳	手帳の所有者	不要	手続きの必要はありません。
妊婦一般健康診査受診票			受診票の所有者			
健康手帳			手帳の所有者			
児童福祉		児童手当	手当の受給者			
		児童扶養手当	手当の受給者			
		特別児童扶養手当	手当の受給者			
障害者福祉		身体障害者手帳	手帳の所有者			
		療育手帳	手帳の所有者			
		精神障害者保健福祉手帳	手帳の所有者			
		居宅生活支援費受給者証	受給者証の所有者			
		知的障害者施設入所者受診券	受給者証の所有者			
		特別障害者手当	手当の受給者			
		障害児福祉手当	手当の受給者			
		障害者扶養共済年金制度	年金加入者			
		精神障害者通院医療費公費負担	公費負担受給者			
その他		出稼労働者手帳	手帳の所有者	不要		
	戦傷病者手帳	手帳の所有者				

大字変更に伴う手続き概要

区分	項目	該当者	要不要	手続き方法等	窓口	
バイク・自動車	バイク 原動機付自転車(125cc以下のバイク及び小型特殊自動車のナンバープレート)	標識の所有者	不要	手続きの必要はありません。	役場町民課 TEL 72-5885	
	許可等	自動車保管場所証明書	許可証等の所有者	不要	手続きの必要はありません。	酒田警察署交通課 TEL 23-0110
		通行禁止道路通行許可				
		制限外許可証(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)				
	免許証	制限外けん引許可証	免許証の所有者	不要	手続きの必要はありません。免許の更新申請等の際に変更します。	総合交通安全センター運転免許課 TEL 023-655-2150
	車検	自動車検査証(普通自動車及び小型二輪自動車)	普通自動車及び小型二輪自動車(排気量251cc~)の使用者・所有者	-	手続きの必要はありません。住所変更を希望される方は、必要書類の詳細を問合せ先に確認のうえ、町で発行する住所変更の証明書等を添付し手続き(無料)を行ってください。	庄内自動車検査登録事務所 TEL 0235-66-4118
自動車検査証(軽自動車)		軽自動車(四輪)の使用者・所有者	-	手続きの必要はありません。住所変更を希望される方は、必要書類の詳細を問合せ先に確認のうえ、町で発行する住所変更の証明書等を添付し手続き(無料)を行ってください。	軽自動車検査協会 山形事務所庄内支所 TEL 0235-68-1350	
軽自動車の届出済証		二輪の軽自動車(排気量126cc~250cc)の使用者・所有者	-	手続きの必要はありません。住所変更を希望される方は、必要書類の詳細を問合せ先に確認のうえ、町で発行する住所変更の証明書等を添付し手続き(無料)を行ってください。	山形県軽自動車協会 庄内支所 TEL 0235-68-0611	
資格・営業許可等	入札等	建設業者入札参加登録(役場関係)	名簿に登録している方	不要	手続きの必要はありません。	役場総務企画課 TEL 72-5881
		物品納入業者登録(役場関係)				
		建設工事の入札参加資格(県関係)	競争入札参加資格名簿登載者	不要	手続きの必要はありません。	庄内総合支庁 建設総務課 TEL 0235-66-2111
		物品等の入札参加資格(県関係)	競争入札等参加資格名簿登載者	必要	変更後住所変更の手続きを行ってください。	県庁出納局経理課 TEL023-630-2720
		債権者登録(県関係)	県に債権者登録をしている方	必要		県庁出納局総務課 TEL023-630-2707
	道路等	道路占用許可(国管理)	許可を受けている方	必要	今年度更新分は、更新の際に変更してください。その他の場合は、通知があった時に変更手続きをしてください。	国道維持出張所 TEL34-2331
		道路占用許可(県管理)	許可を受けている方	不要	手続きの必要はありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	庄内総合支庁 建設総務課 TEL 0235-66-2111
		河川占用許可(県管理)				
		道路占用許可(町道)	許可証の所有者	不要		役場地域整備課 TEL 72-5883
		法定外公共物占用許可				
	道路使用許可証	許可を受けている方	不要	手続きの必要はありません。	酒田警察署交通課 TEL 23-0110	
	水道	指定給水装置工事事業者証	指定給水装置工事事業者	不要	手続きの必要はありません。更新や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	役場生活水道課 TEL 72-5887
指定下水道工事店証 排水設備工事責任技術者		指定下水道工事店 排水設備工事責任技術	不要	手続きの必要はありません。次回の更新の時に変更します。		
廃棄物	一般廃棄物処理業許可	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。更新や変更許可申請の時に手続きを行います。	役場環境安全課 TEL 72-5895	
	浄化槽清掃業許可					
	一般廃棄物または産業廃棄物処理施設設置許可	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	県庁環境整備課 廃棄物対策担当 TEL 023-630-3021	
	産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業許可証	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。許可証(登録証)の書換えを希望する方は、許可証(登録証)を添付のうえ変更手続きを行ってください。	庄内総合支庁 環境課 TEL 0235-66-2111	
	廃棄物再生事業者登録業	登録証の所有者				
	自動車リサイクル法に基づく許可証(引取り)、フロン類回収、解体、破砕業者	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	県庁環境整備課 リサイクル推進担当 TEL 023-630-2322	

大字変更に伴う手続き概要

区分	項目	該当者	要不要	手続き方法等	窓口	
資格・営業許可等	危険物 危険物施設完成検査済証 (除く移動タンク貯蔵所) 移動タンク貯蔵所完成検査済証	消防法により設置許可を受け、完成検査済証の交付を受けた方	不要	手続きの必要はありません。	酒田地区消防組合 TEL 23-3131	
	鳥獣・狩猟	鳥獣捕獲許可証	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。 変更を希望する方は変更手続きを行ってください。	庄内総合支庁 環境課 TEL 0235-66-2111
		狩猟免状	狩猟免状の所有者			
		猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	酒田警察署 生活安全課 TEL 23-0110
	農薬・薬局	農薬販売者の届出	農薬販売者	不要	手続きの必要はありません。 立ち入り検査時に変更します。	病害虫防除所 駐在農薬調査班 TEL 023-644-4241
		薬局開設許可	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。 変更を希望する方は変更手続きを行ってください。	庄内総合支庁 生活衛生課 TEL 0235-66-2111
		医薬品販売業許可				
	食品	食品衛生法に基づく食品表示	食品等製造・加工業者	不要	食品等の表示の製造事業者等の「所在地又は住所」は、変更後当分の間、変更前の「所在地又は住所」は認められますが、速やかに変更をお願いします。	庄内総合支庁 生活衛生課 TEL 0235-66-2111
		JAS法に基づく食品表示				庄内総合支庁 農業振興課 TEL 0235-66-2111
	建築	建設業許可	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	庄内総合支庁 建設総務課 TEL 0235-66-2111
		建築士事務所登録	登録を受けている方	必要	事務所登録証明願いには住所の変更届が必要です。その他は、更新時に変更の届出を行ってください。 変更後速やかに、住所等の変更届を行ってください。	庄内総合支庁 建築課 TEL 0235-66-2111
		1級建築士登録				(社)山形県建築士会 TEL 023-643-4568
		木造及び2級建築士登録				庄内総合支庁 建築課 TEL 0235-66-2111
	宅建	宅地建物取引業免許証	免許証及び主任者証の所有者	不要	手続きの必要はありません。 書換えを希望される方は、変更届を行ってください。	庄内総合支庁建築課 TEL 0235-66-2111
		宅地建物取引主任者証				
	労働安全	労働安全衛生法に規定する免許証	免許証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	酒田労働基準監督署 TEL 22-1021
	その他	理容所、美容所、クリーニング所開設届	届出を行っている方	不要	手続きの必要はありません。	県庁保健業務課 TEL 023-630-2329
		旅館業営業、公衆浴場営業許可	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。 書き換え申請があればその都度対応します。	庄内保健所 TEL 0235-66-4724
		遊漁船業者	登録している方	不要	手続きの必要はありません。	庄内総合支庁水産課 TEL 0235-66-2111
		家畜商許可証	許可証の所有者	必要	変更後速やかに、免許証を添えて届出を行ってください。	庄内総合支庁 農業振興課 TEL 0235-66-2111
		風俗営業許可	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。 書替えを希望される方は、管轄する警察署で手続きを行ってください。	酒田警察署 生活安全課 TEL 23-0110
		古物営業許可証				
		古物市場主の許可証				
		質屋営業許可証				
		警備業認定証	認定証、資格者証等の所有者	不要	手続きの必要はありません。 書替えを希望される方は、管轄する警察署で手続きを行ってください。	酒田警察署 生活安全課 TEL23-0110
		警備員指導教育責任者資格者証				
機械警備業務管理者資格者証						
警備員検定合格者証						
	酒類販売業免許の販売場	販売業者	不要	手続きの必要はありません。	酒田税務署 TEL 33-1450	

大字変更に伴う手続き概要

区分	項目	該当者	要不要	手続き方法等	窓口	
公営 住宅	町営住宅使用証書	町営住宅入居者	不要	手続きの必要はありません。	役場地域整備課 TEL 72-5883	
	県営住宅使用請書	県営住宅入居者	不要	手続きの必要はありません。	庄内総合支庁 すまい情報センター TEL 0235-66-2111	
教育 高校・大学	高等学校	在学者	一部要	県内の高校の場合は手続きの必要はありません。 以外の高校に在学されている場合は、学校に申し出てください。	各高等学校 担任	
	各種学校、専門学校	在学者	必要	子供さんを通じて、保護者等の住所変更の届出をしてください。	各学校庶務課、学生課等	
	大学、大学院	在学者				
その他の届出・許可等	畜犬 飼犬の鑑札	犬の飼い主	不要	手続きの必要はありません。	役場環境安全課 TEL 72-5895	
	税	法人町民税に係る法人等の異動(変更)届出書	課税対象法人	不要	手続きの必要はありません。	役場町民課 TEL 72-5885
		町民税に係る特別徴収義務者の所在地、名称等変更届出書	特別徴収義務者	不要	手続きの必要はありません。	
	墓地等	墓園使用許可証	許可証の所有者	不要	手続きの必要はありません。	役場環境安全課 TEL 72-5895
		墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	許可証の所有者	不要	変更許可申請の際に併せて手続きを行ってください。	
	地縁	地縁団体	地方自治法第260条の2により認可された地縁による団体	不要	手続きの必要はありません。	役場総務企画課 TEL 72-5881
	貸付	普通財産の貸付	貸付を受けている方	不要	手続きの必要はありません。	
	公害防止	水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出	届出を行っている方	必要	住所変更の届出を行ってください。	県庁環境保護課 環境保全担当 TEL 023-630-2339
	NPO	特定非営利活動法人(NPO法人)の事務所の所在地	知事を所管庁とする特定非営利活動法人(NPO法人)	不要	手続きの必要はありません。 定款を変更した場合、遅滞なく届出を行ってください。	庄内総合支庁 企画振興課 TEL 0235-66-2111
	宗教	宗教法人の事務所の所在地	知事を所管庁とする宗教法人	必要	変更後、遅滞なく規則変更の届出を行ってください。	
船員	船員手帳	船員手帳受給者	必要	本籍地の表示変更に伴う手帳の訂正が必要となります。窓口で訂正申請(無料)をしてください。	山形県運輸支局 (酒田庁舎) TEL 22-0084	
公共サービス等	電話・電	加入電話の契約	加入者	不要	手続きの必要はありません。	NTT東日本 TEL 116番
		電気使用契約	加入者	不要	手続きの必要はありません。	東北電力 コールセンター TEL 0120-175-266
	郵便局	郵便貯金・証書	所有者	不要	手続きの必要はありません。	最寄の郵便局
		簡易保険証書	所有者			
		郵便局のキャッシュカード	カードの所有者			
	金融その他	預金通帳、キャッシュカード、定期預金証書等	預金者等	-	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個々の手続きについては各金融機関に確認してください。	各金融機関
クレジットカード		カードの所有者	-	請求書等に記載されている住所を確認の上、必要な場合は各取扱窓口(カードを作った所)へ確認してください。	各金融機関及びカード発行会社	
有価証券、生命保険証書等		証券及び証書の所有者	-	各社とも対応が異なりますので、詳細については各取扱い窓口へ確認してください。	各規約に定める窓口	

は、手続きが必要なものや、各窓口へ確認が必要なものです。

その他の国家資格等については、それぞれの機関にお問い合わせください。